



防災対策課からのお知らせ



避難情報（警戒レベル）の変更について

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です （令和3年5月20日より）

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉		
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ 避難指示 ※2
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※3
2	気象 状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報等

災害発生情報
(発生を確認したときに発令)

- ・避難指示（緊急）
- ・避難勧告

避難準備・
高齢者等避難開始

大雨・洪水・高潮注意報
(気象庁)

早期注意情報
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
**警戒レベル5 緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4 避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3 高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

出典：内閣府ホームページ (http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/#containe)

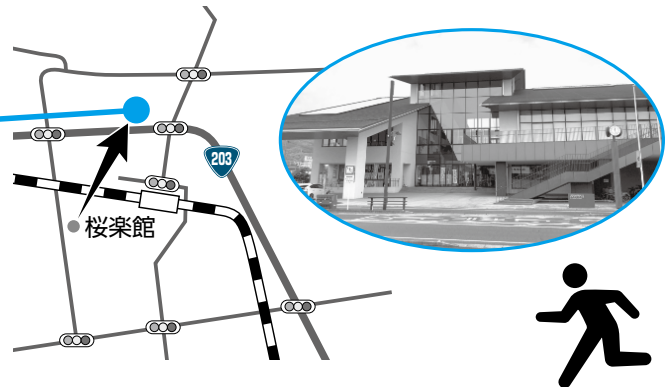
拠点避難所の一部変更について

令和3年度に引き続き、「桜楽館」を新型コロナワクチン接種会場として利用するため、令和5年3月31日(予定)まで拠点避難所を「ゆめぷらっと小城」へ変更します。

拠点避難所とは、災害が発生するおそれがあるとき、まず、この4カ所を自主避難所として開設します。災害の程度、箇所および避難所の被災状況を見て避難所を選定し、開設します。開設時には、防災行政無線での放送や市ホームページ、防災メール、小城市情報アプリ「OgiOgi」でお知らせしますのでご確認ください。

拠点避難所

小城町	ゆめぷらっと小城
三日月町	ドゥイング三日月
牛津町	牛津公民館
芦刈町	ひまわり

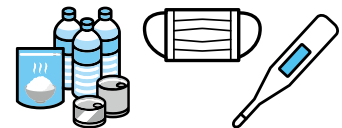


災害時の避難(避難所)について

災害時の避難所は、避難者が「密集」「密接」するケースが多く、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されます。以下の点について市民の皆さんのご協力をお願いします。

💡避難する場合は、感染リスク軽減のため、次のものをご持参ください💡

- マスク
- 体温計
- 水
- 食料
- スリッパ(上履き)
- 筆記用具
- 毛布
- その他、各自必要なもの



独自の避難計画(マイプラン)の作成をお願いします

分散避難

安全な場所に住んでいる親せきや友人、知人宅などへの避難もご検討ください。

在宅避難

川の近くや低い土地といった危険な場所に住んでいない人は、自宅に留まる在宅避難(2階などに避難する垂直避難)などもご検討ください。

車両避難

避難所施設に入らず、車の中で避難することも、他人との接触をさける1つの方法です。

いざというときに備える避難計画(マイプラン)

大雨・台風だけでなく地震、津波などさまざまな災害を想定し、いざというときに備えましょう。災害が想定される場合に家族でどのような行動をするか、避難計画(マイプラン)を考えてみましょう。

避難に関する

Q & A



Q1 自分が住んでいる町にある避難所に避難しなければなりませんか？

A1 その時に開設している避難所であれば、市内のどの避難所に避難されても構いません。

Q2 避難する場合は必ず避難所に避難するべきでしょうか？

A2 避難とは「難」から逃れ、自らの命を守ることです。安全な場所に住んでいる親せきや友人、知人宅などへの避難や、川の近くや低い土地といった危険な場所に住んでいない人は、自宅に留まる在宅避難（2階などに避難する垂直避難）も避難となります。

Q3 災害に備え、日頃からできることはありますか？

A3 ①ハザードマップで自分の家や周辺にどのような災害リスクがあるか確認する。
②独自の避難計画（マイプラン）を作成する。
③水や食料などを備蓄しておく。
などが挙げられます。

お配りしているハザードマップを、ぜひご活用ください。

小城市の地図サイト「おぎまっぷ」からも確認できます。

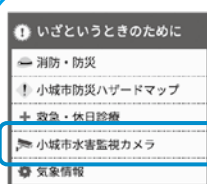


問 防災対策課（西館2階）【担当】野田・川原田
☎37・6119 FAX 37・6163

河川等モニタリングカメラを活用しましょう

問 建設課（東館1階）【担当】塚元・永淵 ☎37・6120

〔市ホームページ〕



動画での確認は
バナーをクリック
してください

市内の河川や排水機場を中心に、緊急時などの対応を支援するためのモニタリングカメラを設置しています。

市ホームページの画面右側にある「小城市水害監視カメラ」のバナーをクリックしてください。ページ内の「河川カメラ一覧画面」で、現在の河川などの状況を確認することができます。

また、地図上のポイントを押すと、モニタリングカメラ設置箇所の拡大画面に切り替わります。

①携帯電話のバーコードリーダーで右の二次元コードを読み取ります。

②URLが表示されるので、決定ボタンを押して接続します。

③ページが表示されます。



携帯電話でも静止画像を見ることが
できます

堤防決壊などによる甚大な被害を回避するために！

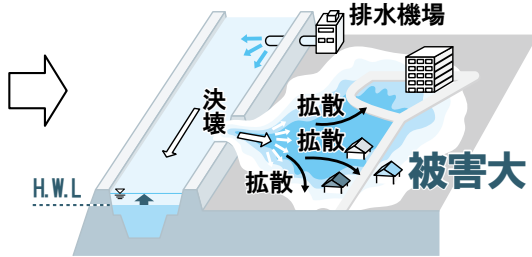
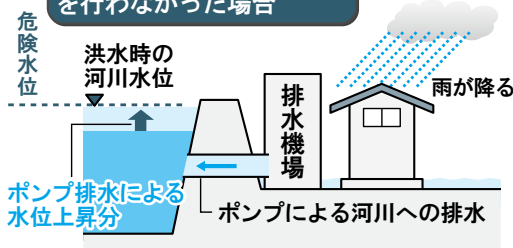
ポンプの運転調整を行います

お知らせ

ポンプの運転調整とは？

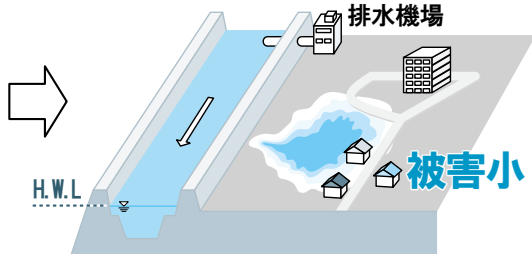
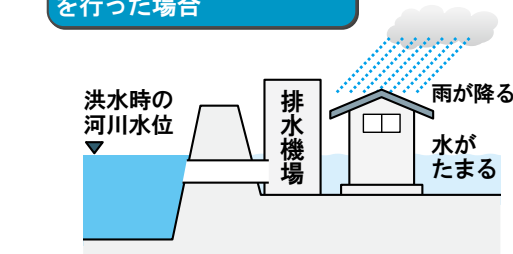
堤防の決壊や越水による六角川・牛津川の河川の氾濫による災害を防止するため、排水ポンプの運転を停止することです。

洪水時にポンプの運転調整を行わなかった場合



河川の水位が高くなり、決壊や越水による危険が高くなります。

洪水時にポンプの運転調整を行った場合



河川の水位上昇を抑制するため、ポンプを一時的に停止し、内水排水を規制します。

洪水時は、雨が降ることにより河川の水位が上昇し、堤防が耐えられる最高の水位（H.W.L）を超えると、決壊・越水が生じ地域にとって壊滅的な被害を招くおそれがあります。このような状況を回避するために、ポンプの運転調整を実施します。

H.W.Lとは…

堤防が耐えられる最高の水位。

河川の水位がH.W.Lを超えると堤防が決壊したり、あふれたりする危険があります。



牛津川の水位が H.W.L を超えた際の状況



牛津川（牛津出張所前）7k840 右岸付近（R3/8/14 7:25 頃）

六角川・牛津川は、流域でポンプ排水量約360m³/sの排水機場が整備されており、洪水時による河川水位への影響は無視できないものとなっています。このため、河川氾濫による甚大な洪水被害を回避するため、最終的な手段としてやむを得ず実施するものです。六角川流域ではこれまで平成21年7月、平成24年7月、平成30年7月、令和元年8月および令和3年8月に運転調整を実施してきました。

【ポンプ運転を停止する条件】

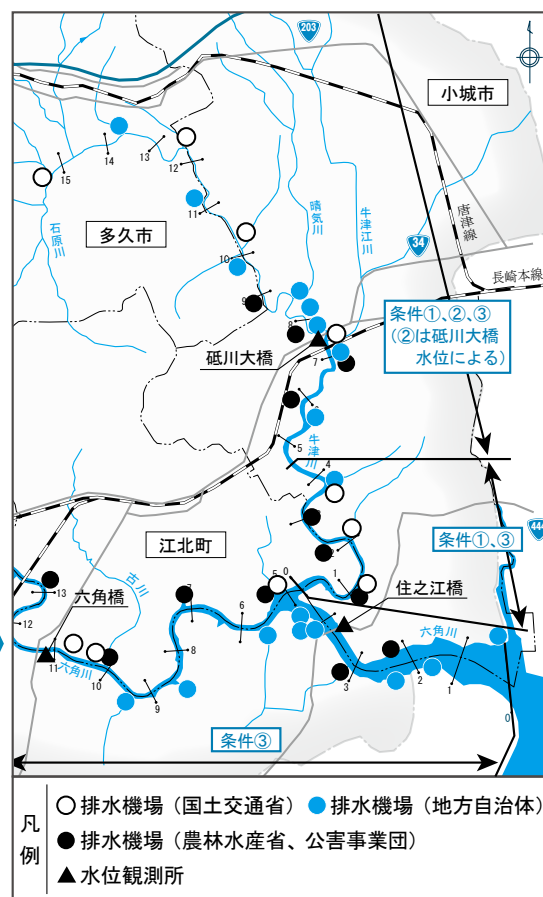
- 条件① 各排水機場地点で六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.Lを超えた場合
- 条件② 各排水機場の下流地点において、六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.Lに達した場合
- 条件③ 各排水機場の下流地点において、堤防の決壊、越水、漏水など重大な災害が発生する恐れがある場合

【ポンプ運転を再開する条件】

雨域や潮位の影響から、増水の恐れがないと思われるとき

地域によって条件が異なります 図をご確認ください！

既設排水機場位置図および 運転調整の判断基準となる水位観測所



- 問 ・建設課（東館1階）【担当】池田・塚元 ☎37・6120
 ・国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 管理課
 ☎0954・23・5151
 ☐ qsr-takeo@mlit.go.jp 武雄河川事務所 ホームページ

緊急的に牛津川の治水対策を進めています

問 建設課（東館1階）【担当】池田・永ノ間 ☎37・6120

牛津川では令和元年8月に発生した洪水において、堤防からの越水や排水ポンプの運転調整が必要となり、大規模な浸水被害が発生しました。

そこで、現在、武雄河川事務所では令和元年8月洪水への対応として、緊急的に治水対策を進めています。小城市を流れる牛津川では、以下の3つの対策を予定しており、令和6年度完了を目標としています。

- ①河川内の掘削
- ②牛津川遊水地の整備
- ③堤防の整備
貯留する施設
（川幅を広げる）

この治水対策を行うことで、令和元年8月洪水と同じ規模の洪水が発生した場合でも、堤防からの越水を防ぎ、安全に洪水を流下させ、排水ポンプの運転調整の回避を図ります。

問合せ 国土交通省
九州地方整備局
武雄河川事務所 調査課
☎0954・23・5151
☐ qsr-takeo@mlit.go.jp

武雄河川事務所
ホームページ
go.jp



市民課出張所窓口でマイナンバーカードの申請 受付開始

小城市ホームページから
マイナンバーカード 検索

市民課 (西館1階) 【担当】 嘉村・川副 ☎37・6100

顔写真撮影の無料サービスを、近くで簡単・便利に申請できるように、市民課各出張所窓口でも始めました。

ご自身で写真撮影が困難な人や窓口で相談をしながら申請をされたい人は、ぜひご利用ください。

受付場所

- ・市民課窓口 (本庁)
- ・小城出張所
- ・牛津出張所
- ・芦刈出張所



受付時間

平日 8時30分～17時15分
牛津出張所のみ
平日 9時30分～18時15分

持ってくるもの

運転免許証や保険証などの本人確認書類

注意事項

・マイナンバーカードを作る本人が来庁してください。

・受け取りは、後日、市民課窓口(出張所含む)に来庁する必要があります。
・顔写真無料撮影サービスは、小城市に住民票があり、マイナンバーカードをその場で申請する人に限定しています。

また、申請時に、次の①②③をご持参のうえ、暗証番号を決められた場合は、カード作成後は、本人限定受取郵便で直接自宅へ郵送することもできます。

- ① 本人確認書類2点 (写真付き身分証明書が1点以上必要)
- ② 通知カード
- ③ 住民基本台帳カード (交付を受けている人のみ)

※詳しくは、市民課までお問い合わせください。

夏の交通安全県民運動

防災対策課 (西館2階) 【担当】 野田・東 ☎37・6119

マイナンバーカードの 時間外手続きのお知らせ

小城市ホームページから
マイナンバーカード 検索

市民課 (西館1階) 【担当】 嘉村・野中 ☎37・6100

平日の開庁時間内に来庁できない人のために、時間外窓口を開設します。

〈7月平日〉

開設日

毎週木曜日(祝日除く)

開設時間

17時15分～19時

※当日17時までに電話での予約が必要です。

〈7月日曜日〉

開設日

7月10日(日)、24日(日)

開設時間 9時～12時

〈共通事項〉

開設場所

市民課(出張所を除く)

取扱業務

- ・マイナンバーカードの申請・交付
- ・電子証明書の更新
- ・暗証番号の変更 (初期化)
- ・マイナポイントの申込
- ・保険証利用の申込
- ・公金受取口座の登録
- ※顔写真の無料撮影サービスを行っています。

「やめよう！佐賀のよからうもん運転」をスローガンに「夏の交通安全県民運動」が実施されます。

期間

7月13日(水)～22日(金)

この期間中は、下記の項目を重点目標に交通安全運動を行います。

皆さん一人一人が交通事故の防止に心掛けましょう。



▲交通指導員による街頭指導

地域(佐賀県)重点
携帯電話使用をはじめとした「よからうもん運転」の根絶

国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

問 国保年金課（西館1階）【担当】定松・森永 ☎37・6101

～新しい保険証を7月14日（木）から順次発送します！～



佐賀県 有効期限 令和5年 7月31日
国民健康保険 被保険者証 記号 番号 枝番
氏名 小城 一郎
生年月日 昭和29年 1月11日 性別 男
適用年月日 平成26年 4月 1日
交付年月日 令和4年 8月 1日
世帯主氏名 小城 一郎
住所 小城市三日町長神田2312番地2
保険者番号 410084 交付者名 小城市

見本

新しい保険証は、7月中に【簡易書留】でお届けします。8月以降にご使用ください。保険証の色は左記のように変わります。期限が切れた保険証は、裁断するなどして破棄してください。

《お願い》

新しい保険証が届いたら、住所・氏名・性別・生年月日の確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

※後期高齢者医療制度については、10月1日から窓口負担割合2割が導入されるため、今回交付する保険証の有効期限は9月30日までとなります。10月以降に使用できる保険証は、9月中に再度発送します。

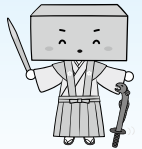
各種保険証	旧	新	有効期限
国保	レモン色	桃色	7月31日
後期高齢	緑色	紫色	9月30日※

あなたは2つの保険資格(国民健康保険と社会保険など)を持っていませんか？

社会保険や建設国保などの加入・喪失手続きは、会社が行ってくれますが、国民健康保険の加入・喪失手続きは自分で行わなければいけません！

手続きをしないと、社会保険料と国保税を二重に支払うことになります。右記のものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

- 新たに加入した健康保険の保険証（全員分）
- 国保の保険証
- マイナンバーが分かるもの（世帯主および喪失者分のマイナンバーカードなど）
- 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）



～医療費が高額になりそうなき～

入院や高額な外来を受診する時に「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までになります。限度額適用認定証が必要な場合は、国保年金課へお問い合わせください。

※限度額は、世帯の所得によって異なります。

※70歳以上の方は、世帯によって限度額適用認定証を必要としない場合があります。

※限度額適用認定証の有効期限は、保険証の有効期限と同じです。

国民健康保険

8月以降に限度額適用認定証を利用される人は、8月以降に手続きが必要です。身分証明書、保険証、マイナンバーが分かるものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

※国保税に滞納がある場合は発行できません。

後期高齢者医療

現在、限度額適用認定証をお持ちの方で、8月以降も負担区分に変更がなければ、新しい認定証を保険証と一緒に7月中に送付します。

※現在お持ちでない方で、対象の方は、申請により交付を行います。対象者の保険証、マイナンバーが分かるもの、申請者（記入される人）の身分証明書を持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

国民年金保険料免除・納付猶予制度をご活用ください

問 申 国保年金課 (西館1階) 【担当】 中野・満岡 ☎37・6101

保険料(令和4年度の保険料は月額16,590円)を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
 ※国民年金保険料を未納のまま放置すると年金を受給できない場合があります。

① 全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額免除または一部免除になります。

② 納付猶予申請

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

特例が認められた学校(大学・短大・専門学校など)の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※①～③は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができですが、申請が遅れると、万が一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があります。

免除と未納の違い				
	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金の受給資格期間に計算されるか?	○	○	○	×
老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるか?	○	○	○	×
老齢基礎年金の年金額に反映されるか?	○	○	×	×

※一部免除は、一部免除保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

申請に必要なもの

《上記①②を申請する人》

- ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

※令和3年中の所得が未申告の人は申請の受付ができない場合があります。

その際は所得の申告を終えてからの受付となります。

(申請者の配偶者や世帯主が未申告の場合も同様です)

《上記③を申請する人》

- ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・学生証の写し、または在学証明書

退職(失業)時の 特例免除制度

免除などの申請をする年度または前年度に退職(失業)した人は「特例免除制度」を利用できます。この制度は、退職された人の所得を0円とみなして審査が行われます。

ただし、退職された人以外に一定以上の所得があるときは免除などが認められないことがあります。

特例免除申請に必要なもの

- ・離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワーク発行)の写し。
- ・印かん(朱肉を使うもの)

※公務員の方は退職辞令の写しで可。



令和4年7月～令和5年6月分の国民年金保険料免除などの申請受付を、**7月1日(金)**から始めます。

介護保険負担限度額認定申請について

① 佐賀中部広域連合 給付課 【担当】 米丸 ☎40・1134
 ② 高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 井上・原 ☎37・6108

施設サービスとショートステイを利用する人の食費・居住費は、全額ご本人で負担していただく必要があります。しかし、所得が低く、食費・居住費を負担することが難しい利用者には、申請により、その一部が介護保険から「特定入所者介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

利用者負担段階と負担限度額 (一日当たり)

利用者負担段階	対象となる人	負担限度額					
		居住費 (滞在費)				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護受給者 世帯全員 (別世帯の配偶者を含む) が住民税非課税で老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員 (別世帯の配偶者を含む) が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階	第3段階① 世帯全員 (別世帯の配偶者を含む) が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 世帯全員 (別世帯の配偶者を含む) が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人	負担限度額なし					

() は介護老人福祉施設および短期入所生活

預貯金などが一定額を超える場合、特定入所者介護 (予防) サービス費の給付対象にはなりません。

- ・第1段階 : 預貯金などが単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階 : 預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階① : 預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階② : 預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

SAGA2024小城市実行委員会 第2回総会開催

☑ 小城市ホームページから

① 国民スポーツ大会推進課 (東館2階) 【担当】 江里口・右近 ☎37・6137


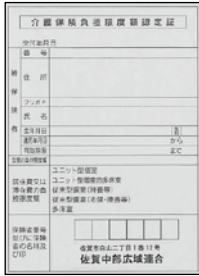


5月11日(水)にSAGA2024小城市実行委員会第2回総会が開催されました。大会会期および競技会会期、各専門委員会の報告事項 (開催推進のための各種計画や大会ボランティアの募集など) について説明され、次に議決事項として、令和3年度事業報告、収支決算、令和4年度事業計画 (案)、予算 (案) が審議されました。

今後も、大会成功に向けて、オール小城市で準備を進めていきます。

介護保険負担割合証などの更新について

④④ 佐賀中部広域連合 給付課 【担当】 米丸 ☎40・1134
 ④④ 高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】 井上・原 ☎37・6108

	介護保険負担割合証	介護保険負担限度額認定証
対象者	要支援・要介護認定を受けている人や事業対象者	介護保険施設に入所している人やショートステイを利用する人
証の色	白色 	ピンク色 
現在の有効期限	7月31日(日)	7月31日(日)
更新の手続き	手続きは不要。 佐賀中部広域連合から新しい負担割合証を郵送します。	8月以降も認定証が必要な場合は、6月30日(木)までに、佐賀中部広域連合または高齢障がい支援課に更新の申請をしてください。
新しい証の到着	7月中旬	7月中旬

※介護サービスを利用している人は、新しい負担割合証・負担限度額認定証をケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

☑ 小城市ホームページから

子育て給付金 検索

④ 「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター(平日9時~18時) ☎0120・400・903 FAX 0120・300・466(24時間)
 ④ 社会福祉課(西館1階) 【担当】 原・松尾 ☎37・6107

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。
- 《ひとり親世帯分》
 支給対象者
 次の①~③のいずれかに該当する人
- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の人【申請不要】
 - ② 6月20日(月)に支給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人【申請必要】
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人【申請必要】
- 《その他の子育て世帯分》
 支給対象者
 次の①、②のいずれかに該当する人
- ① 令和4年4月分の児童手当受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同等の事情にあると認められる人
 - ② 前述の①のほか、18歳年度末までの子(障がい児については20歳未満)および令和4年4月以降、令和5年2月までに生まれる新生児の養育者で、次のいずれかに該当する人【申請必要】
- ・令和4年度分の住民税均等割が非課税の人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である人と同等の事情にあると認められる人
- 当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人【申請不要】
- ※7月15日(金)に支給予定。
- 申請期間
 児童一人当たり 5万円
 令和5年2月28日(火)まで
- 申請場所
 社会福祉課 子育て支援係

公共下水道供用開始のお知らせ

小城市ホームページから
下水道 供用 検索

問 下水道課 (東館2階) 【担当】飯守・原 ☎37・6122

7月1日(金)から、次の行政区の一部が供用開始区域(下水道を使用できる区域)となり、家庭からの生活雑排水を公共下水道に流すことができますようになります。

対象行政区

- ・三日月町の久米
- ・芦刈町の高道・舎人

宅内排水設備工事

下水道を使用するために、宅内排水設備工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼し、市へ届け出を行った後に工事を行ってください。

工事費用

宅内排水設備にかかる費用は、個人負担となります。

補助制度

排水設備工事にかかる費用の負担を少しでも軽減できるように、次のような制度を設けています。



- ・下水道等宅内改造積立金補助金交付制度
- ・水洗便所等改造資金利子補給金交付制度

下水道供用開始となった区域内の家庭は、早めの接続をお願いします。
※区域の確認や詳細は、お問い合わせください。

買い物支援協力店について (お知らせ)

小城市ホームページから
買い物支援 検索

問 申 社会福祉課 (西館1階) 【担当】西岡・永田 ☎37・6107

市では、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、見守りと買い物支援の充実を目的とした「買い物支援事業」に取り組んでいます。

買い物支援協力店の種類

- ・おとどけ店 (訪問支援型)
- 商品の配達や出張サービスを行っているお店



・よりどころ店 (店内配慮型)

店内での補助や購入品の車までの運搬などのサービスを行っているお店

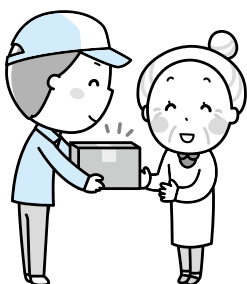


買い物支援協力店の案内冊子

支援を必要とされている人に対して、これらの買い物支援協力店の案内冊子(登録店一覧)を配布しています。配布場所は社会福祉課のほか、小城市社会福祉協議会、おたっしや本舗、小城、小城商工会議所、小城市商工会の窓口でも配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

買い物支援協力店の募集

見守りと買い物支援に協力していただけるお店などを随時募集しています。募集の詳細は、市ホームページをご確認いただくか、社会福祉課までお問い合わせください。



「小城市人権・同和問題を考える講演会」を開催します

小城市ホームページから

同和問題を考える講演会 検索

問申 人権・同和対策室 (西館1階) 【担当】本村・糸山 ☎37・6136

生まれたところや住んでいる(いた)ところを理由に結婚や就職ができなかったりする差別を受けるのが同和問題です。

この同和問題は、日本固有の深刻な人権問題です。

私たちは、生まれてくる場所を選ぶことはできません。先入観や偏見に惑わされず、差別を無くしていけるよう一人一人が意識を変えることが大切です。

同和問題は、自分とは関係ないことと思わず、私たち自身の問題ととらえましょう。

市では、同和問題啓発強調月間にあわせ「小城市人権・同和問題を考える講演会」を開催します。意識を変えるきっかけ作り、また人権について考える良い機会です。ぜひご参加ください。

※手話通訳・要約筆記あり。

日時 8月3日(水)
14時～15時45分
(13時30分開場)

場所 ドウイング三日月

講師 坂田さかたかおりさん



坂田かおりさん

演題

いのち・語り・つながる
同和教育

～この子たちの笑顔に会いたくて～

入場料 無料

当日は、マイナンバーカードの出張申請を受け付けます。

詳しくは、市民課 ☎37・6100(まで)お問い合わせください。

巡回聴こえの相談 in 小城市

小城市ホームページから

聴こえ 相談 検索

問・高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】山本・佐保 ☎37・6108
問申・佐賀県聴覚障害者サポートセンター ☎40・7700

聴こえについて、不安を感じることはありませんか？

聞き誤り、聞き返しが増えてきた

ザワザワした場所で、言葉がはっきりと聞きとれない

テレビの音が大きいと家族から言われる

相談会では、言語聴覚士が聴力測定を行い、結果を分かりやすく説明します。また、話しやすい環境づくり、聞きとりのコツなどについても、お伝えします。

測定・相談は無料です。前日までに予約してください。

実施日

7月27日(水)

会場

小城市役所
西館2階 大会議室

入札結果を公表します

問 財政課 (西館2階) 【担当】古賀・辻田 ☎37・6117

(5月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和4年度 小城市市営浄化槽事業 第6号浄化槽設置工事	(株)嶋本建設、(株)中部ガス、西岡建設(株)、 水田建設(株)、(株)エグチ・ビルド、 (株)久保建設、(株)政工務店	(株)嶋本建設	12,056,000 (1,096,000)	12,694,000 (1,154,000)	94.97	財政課 ☎37・6117

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。

小城市ホームページから

入札結果の公表 検索

このコラムを書いている頃には、沖繩が梅雨入りして数日が経ちました。

小城市では麦の収穫も終わり、今は、田植えのシーズンを迎え、まずは、水不足にならないかを心配するところです。

しかし、近年では地球温暖化などの影響により、異常な雨の降り方が続き、小城市では令和元年、令和3年と立て続けに被害を被ってきました。水不足の心配と大雨対策と、両睨みでの対応が必要となっています。

これまで防災・減災対策のため様々な事業に取り組んできま

戮力協心

戮力協心…みんなの力を結集させ物事に取り組むこと

▲江里口市長/書



小城市長
江里口秀次

したが、今後も地域の皆様としっかりと連携を図りながら対策を進めていきます。

そして、これからも自分の命は自分自身で守っていく意識を高めつつ、みんなで力を合わせ、助け合い、支え合いながら、戮力協心して対応していく所存です。

「当たり前の日常」

社会教育指導員

八頭司美和

私事になりますが、「人権の窓」から始まり「心のひろば」のコーナーの原稿を書き始めて今年で8回目になります。私にとってこの機会は、どのようなことをお伝えしたらよいのかを考え、改めて人権について向き合う時間となっています。

由や日常生活、ましてや命までも奪うという、悲しく痛ましい報道を見る度に心が苦しくなります。どうしてもこんな悲しい出来事が起こってしまうのか。一日も早く平和が訪れることを祈るばかりです。

「人権」という言葉から受ける印象はとても難しく考えてしまいがちですが、すべての人が生まれながらに持つ権利でとても身近で大切なもの。生命と自由を確保し、日常の思いやり

子ども、高齢者、障がいのある人の人権、コロナ禍のハラスメント、インターネットによる人権侵害など、理解を深めなければならぬ身近な人権課題はたくさんありますが、当たり前の日常を過ごすことができるのは、私たち一人ひとりの人権が守られているからこそです。当たり前の日常がいかに幸せなことであるかを改めてかみしめる今日この頃です。

心のひろば

の心によって守られるものだと考えます。しかしながら今、最大の人権侵害と言われる戦争がこの世界で起こっています。何の罪もない未来ある子どもを含め一般の人々の自



【問】人権・同和対策室（西館1階）【担当】本村・糸山 ☎37・6136



1 桁順位をキープ



写真提供：株式会社サガン・ドリームス

サガン鳥栖は4、5月のリーグ戦10試合を戦い、3勝2敗5分けと勝点14を積み上げ8位！

4月6日（水）の北海道コンサドーレ札幌戦で5得点目を決めた藤田直之選手は、試合後のインタビューで「サポーターが作ってくれるこのスタジアムの雰囲気は昔から本当に好きです。最後にサポーターの姿が見れるのが嬉しいので、これからも喜んでもらえる今日のような試合を続けていきたいと思います」とサガン鳥栖愛を語りました。

今シーズンも新型コロナウイルス感染症の影響はありますが、スタジアムでは感染対策を徹底し皆さまのご来場をお待ちしております。（5月31日著）

7月ホームゲーム

試合会場：駅前不動産スタジアム

試合	開催日	キックオフ	対戦相手
明治安田生命 J1リーグ 第19節	7月2日（土）	19時30分	ヴィッセル神戸
明治安田生命 J1リーグ 第21節	7月10日（日）	19時	柏レイソル
明治安田生命 J1リーグ 第22節	7月16日（土）	19時	横浜F・マリノス

チケット購入はこちらから



【チケットに関するお問い合わせ】株式会社サガン・ドリームス ☎0942・81・5290

ゆめぷらっと インフォメーション

まちの元気塾「切り絵アート教室」

シルエットが美しい切り絵アートに挑戦してみませんか！

日時▶ 7月10日（日） 12時～15時

場所▶ 1階 研修室

切り絵アート指導▶ カッティングアーティスト 洋二郎さんようじろう

募集人数▶ 10人（小学生以下は保護者1人の同伴が必要）

参加費▶ 1人 300円

問▶ ゆめぷらっと小 City ☎37・6601

まちの元気塾「小城暮らしの保健室」

日時▶ 7月12日（火） 10時～15時
7月23日（土） 13時～15時

場所▶ 1階 研修室

定員▶ 各20人程度 参加費▶ 無料

問▶ ひらまつクリニック内地域包括ケア推進室
☎72・8650



第7回 ぷら～っと手づくりマルシェ

待ちに待ったマルシェが2年ぶりに開催。新型コロナウイルスの感染対策もしっかり行ってお待ちしています。

お気軽に
お越しください。



日時▶ 7月24日（日） 場所▶ ゆめぷらっと小 City 全館
10時～16時

問▶ ゆめぷらっと小 City ☎37・6601

まちの元気塾 楽しく！すぐ覚える！「夢婷さんの中国語教室」

日時▶ 6月15日（水）～11月2日（水） 14時～15時30分
（第1・3水曜日）※全10回 途中参加でもOK

場所▶ 会議室 中国語指導▶ 張 夢婷さんチョウ ムテイ

定員▶ 20人程度 参加費▶ 無料

持参物▶ マスク、筆記用具

問▶ ゆめぷらっと小 City ☎37・6601



小城市まちなか市民交流プラザ

ゆめぷらっと小 City 小 City 町253番地21 ☎37・6601 開館時間／8時30分～22時

ゆめぷらっと小 City 検索